

先月、政府は「共通番号制度」導入を基本方針として取りまとめた。

この制度は、国民1人1人に番号を割り振り、社会保障や納税などの情報を一元的に管理するもので、平成27年1月からの導入を予定している。この制度の導入により、行政サービスの向上が期待できる。

しかしその半面、共通番号にひもついた個人情報が増え、場合、プライバシーの侵害や「なりすまし」による二次的被害が発生するなど、私たちの生活に大きな影響がでることが懸念されている。

近年、公的機関の情報漏洩事

件が数多く起こっている。

総務省の調査によると、21年4月1日からの1年間に発生した、国民等に係る情報の漏洩や紛失などの事案は行政機関で285件、独立行政法人などで2199件であった。このような

ら情報管理などを監視する機関であるが、具体的内容はまだ決まっていない。

前述のような公的機関の情報管理の状況からすると、第三者機関は民間のみならず公的機関の監視をも行う機関とすべきだろう。

とすべきであろう。

民間の事業者は個人情報保護法や条例、プライバシーマーク制度などにより、個人情報の安全管理に関する義務を負っている。

一方、行政機関は行政機関個人情報保護法により、保有する



共通番号制と情報保護の議論を

状況をみると前述の懸念はあながち杞憂とはいえないだろう。

政府による「共通番号制度」導入に関する基本方針には、第三者機関の設置が盛り込まれている。これは、独立した立場か

したがって、いかに行政機関からの「独立性」を確保するか、制度設計のポイントとなる。

公正取引委員会のように、内閣府に設置し、調査権などの強い権限を与えて、独立した立場から官民双方の監視を行う機関

個人情報の正確性を保ち、滅失などの防止に努める義務がある。

前述のような第三者機関があり、民間のみならず公的機関の情報管理の監視が行われている、旧社会保険庁の5千万件に

も及ぶ不明な年金記録問題は起きなかったかもしれないといわれている。

欧州諸国では、情報保護のための「独立監視機関」を設けている。

プライバシー・個人情報の保護に関する官民双方の監視を行うのみならず、行政機関の情報公開が適正に行われているかについても監視の対象とする制度を導入している国もある。

私たちの社会をより良く安全なものにするために、どのような第三者機関をつくるべきか、おおいに議論すべきであろう。

(高野一彦・関西大学社会安全学部准教授)